

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく事務・権限の都道府県から 政令指定都市への移譲について

2019年10月

アンケート調査の実施

■ 目的

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）に係る事務処理について、権限の移譲に関する現状や、支障事例が生じているかといった状況等を把握するために調査を実施したものの。

■ 実施期間

2019年8月23日～9月13日

■ 実施対象

①道府県（15）

北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、熊本県

②政令指定都市（20）

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

③道府県LPガス協会（15）

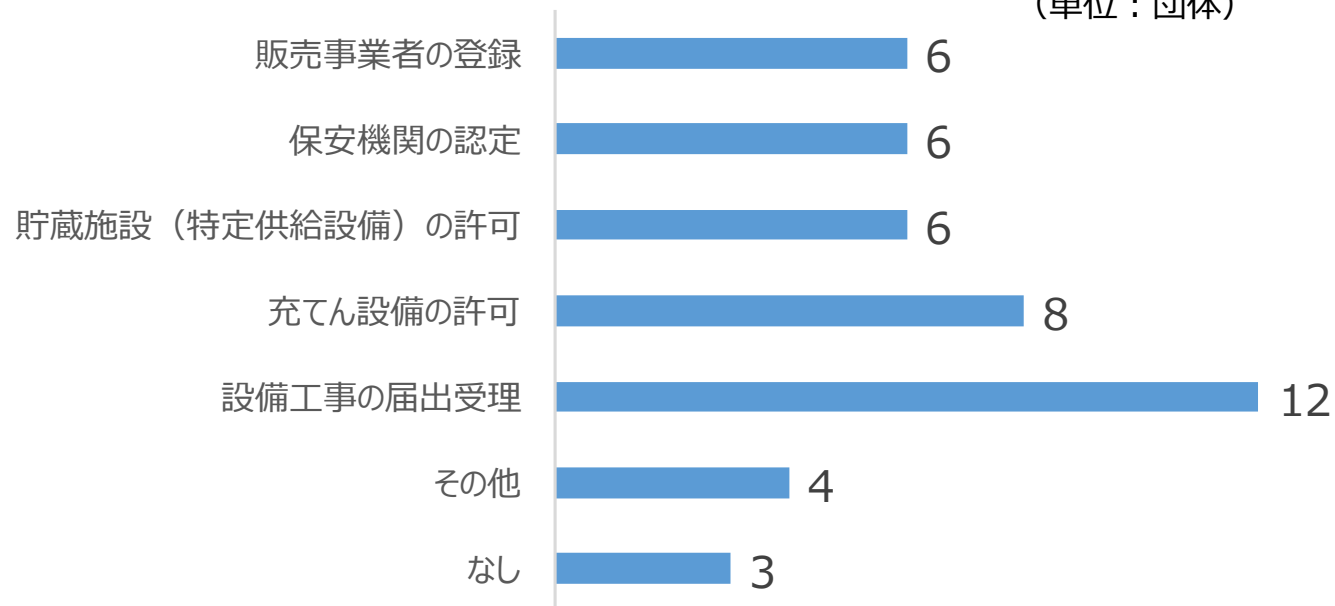
北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、熊本県

1. アンケート調査の結果について

(1) 道府県から政令指定都市に液石法の事務・権限を事務処理特例制度で移譲している状況

(道府県からの回答：複数回答あり)

(単位：団体)

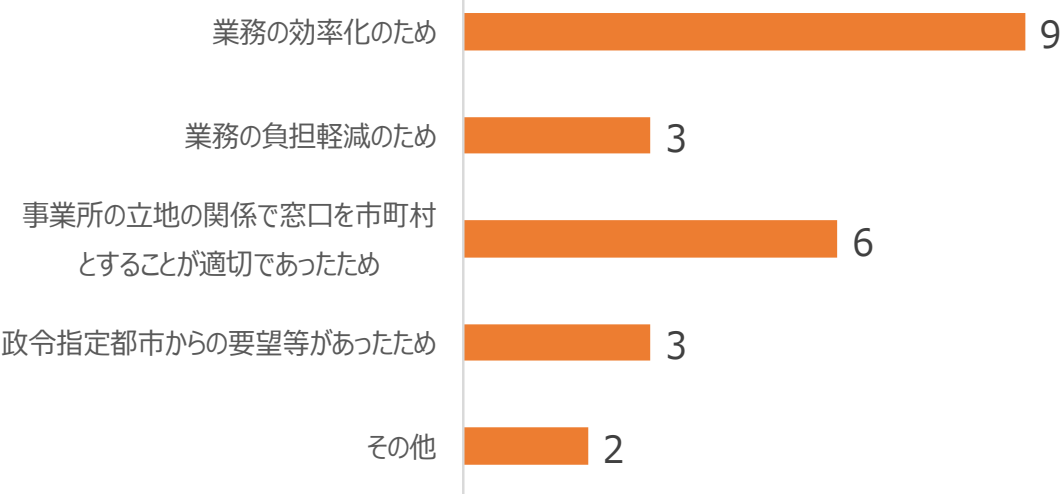


9

(2) 液石法の事務・権限を移譲している理由

(道府県からの回答：複数回答あり)

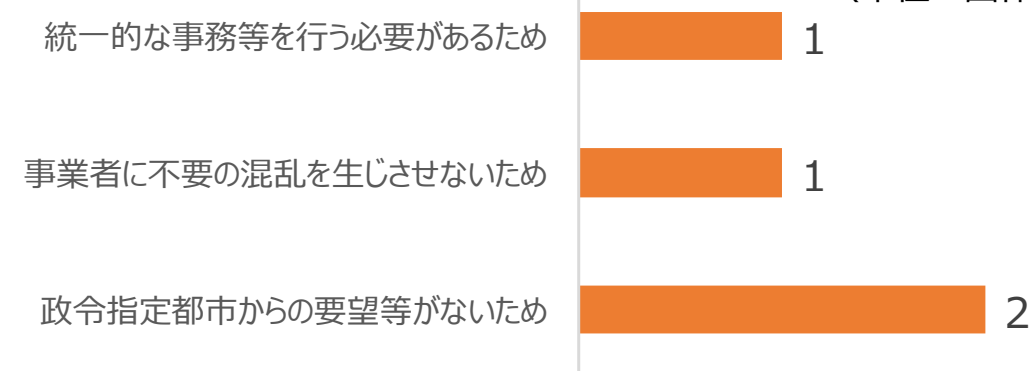
(単位：団体)



(3) 液石法の事務・権限を移譲していない理由

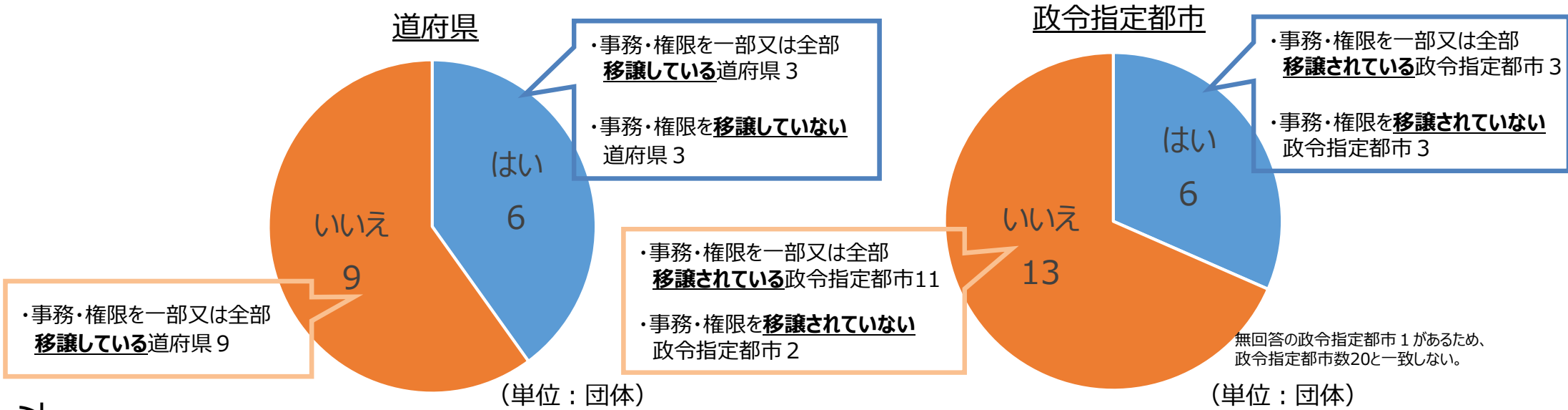
(道府県からの回答：複数回答あり)

(単位：団体)



(4)今回と同様の支障事例が生じているか

支障事例：高圧ガス保安法と液石法の窓口が異なることで、L Pガス漏洩・爆発事故、バルクローリーの検査申請について、道府県と政令指定都市との間で新たに調整事務や、事務処理に遅延が発生している。



● 業界団体へのアンケート調査結果（道府県LPガス協会）

- はい 1 団体
- いいえ 14 団体

(5)単一の政令指定都市内のみで事業を実施している販売事業者及び保安機関

(販売事業者、保安機関)

(単位：団体)

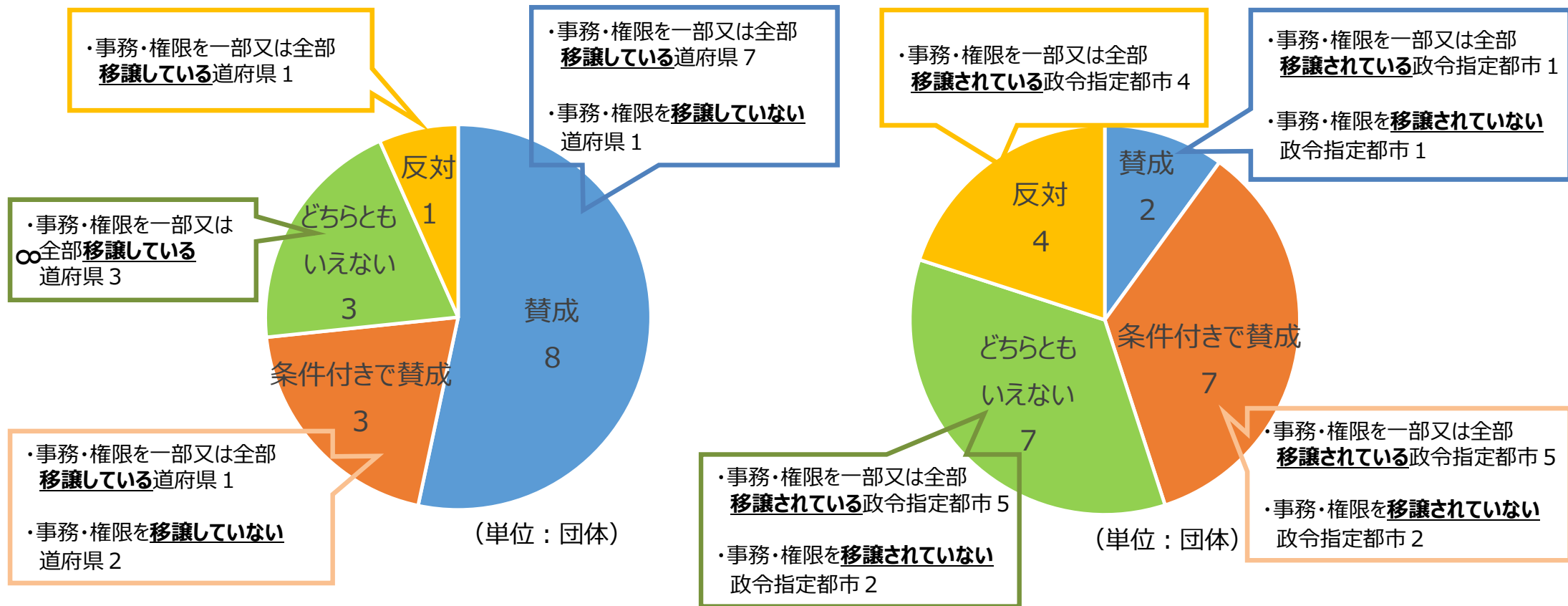
	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上
販売事業者	3	4	6	—	—	2
保安機関	4	4	6	—	—	1

道府県から回答のあった政令指定都市の販売事業者数・保安機関数と、道府県の販売事業者数・保安機関数から算出。

(6) 液石法の改正による権限移譲についてどのように考えるか

道府県

政令指定都市



道府県

政令指定都市

	コメント
賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・特例条例により指定都市に権限移譲しており、特段支障は発生していないこと。また指定都市での高圧ガス保安法及び液石法の事務手続の提案が全て法定移譲と一本化されて事業者等にとってもわかりやすくなる。 ・全国的な統一感が持てる。
条件付きで賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・申請手続きの一元化が図られることによって、申請者の負担が軽減できるが、受入れ側の政令市の体制が整っていることが条件。
どちらともいえない	<ul style="list-style-type: none"> ・販売事業者は市域を超えて広域的な事業を行うため、道府県による統一的な管理が望ましい。 ・既に事務処理特例条例で移譲を行っている道府県がある中で、あえて権限移譲を法制化する必要があるか疑問。
反対	<ul style="list-style-type: none"> ・販売事業者や保安機関の事業地域の縮小・拡大に伴う行政庁の変更について、事業者の行政手続きが煩雑になる。

	コメント
賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・保安の領域では、両法に跨る判断や対応等を避けられない場合もある。同一窓口における一体的な運用が望ましい。 ・液化石油ガスを含めた高圧ガス関連施設の一元的な管理・指導が可能になり、災害時に対応する基礎自治体として、効果的・効率的な行政運営に資する。
条件付きで賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・充てん設備の許可は、高圧法の移動式製造設備の許可を行う行政庁が処理をした方がスムーズになると考える。 ・事業者、都道府県及び指定都市のそれぞれにとって最適な体制となるよう、慎重な検討をお願いしたい。 ・特例条例による移譲を受けていない都市にとっては、担当窓口の統一が図られる等のメリットがある一方で、移譲には、事務人員の確保、予算措置が必要となる。
どちらともいえない	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な人員等を確保できる保証がない。 ・液石法に関する職員教育、準備期間等を勘案して、現時点での移譲は考えていない。 ・政令指定都市への移譲が及ぼすメリット、デメリット等から、当該移譲の可否を決定すべき。 ・特例条例で権限移譲を受けているが、法定移譲の場合、関係部局との調整が必要。
反対	<ul style="list-style-type: none"> ・支障が生じていない、事業者からの要望もない。 ・異なる状況に対応できる特例制度を活用することで支障がないため、液石法を改正して権限移譲する必要はない。 ・政令指定都市のみに移譲することで、販売事業者等に余計な混乱を与えかねない。事業者にとってのメリットを感じない。

(7) 液石法の事務・権限の移譲について、政令指定都市から道府県に対して求める事務・権限はあるか

(政令指定都市からの回答：複数回答あり) (単位：団体)

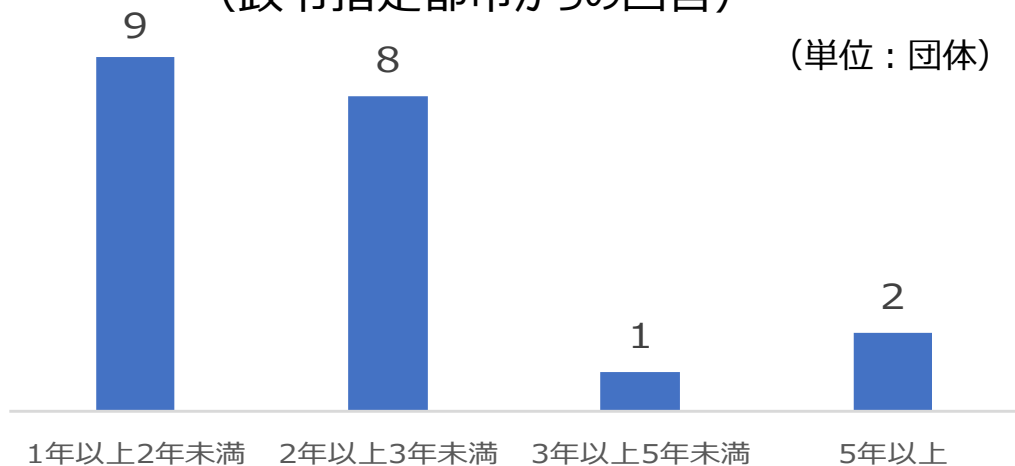
赤字：道府県から事務・権限を移譲されていない政令指定都市
 網掛け：事務処理特例によって、権限移譲されている手続

<事務・権限>	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	要望数	権限移譲 + 要望数
販売事業者の登録(法3条)				○					○				○		○		○				5	10
保安機関の認定(法29条)				○					○				○		○		○				5	10
貯蔵施設(特定供給設備)の許可(法36条)				○					○				○		○		○				5	10
充てん設備の許可(法37条の4)				○	○		○		○				○		○		○			○	8	14
設備工事の届出受理(法38条の3)				○					○				○		○		○				5	16
その他																	○	○			2	7
なし	○	○	○			○		○		○	○	○		○						○	10	10
支障事例の有無	×	×	×	○	×	×	×		×	×	×	×	○	×	○	×	○	○	×	×		
<理由>	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	回答数	
業務の効率化のため				○			○						○		○		○			○	6	
事業者の負担軽減のため				○	○		○						○		○		○			○	7	
事業者からの問い合わせに速やかに対応するため				○									○		○		○				4	
安全安心の確保のため				○											○		○	○			4	
事業者に不要の混乱を生じさせないため			○	○									○		○		○	○			6	
その他					○			○	○	○						○					5	

10

(8) 液石法の事務・権限が新たに政令指定都市に移譲される場合、政令指定都市で新たな事務等に対応するため、どの程度の準備期間が必要か

(政令指定都市からの回答)



● 大部分の政令指定都市は以下の措置が必要と回答。

- 予算措置 19
- 人員の増員 18
- 道府県の協力・支援 19

(単位：団体)

2. アンケート調査で判明した事項

(1) 現状

支障事例の有無		
支障あり	道府県・政令指定都市双方が「はい」と回答	5
	道府県のみが「はい」と回答	4
	政令指定都市のみが「はい」と回答	1
支障なし	道府県・政令指定都市双方が「いいえ」と回答	9
	上記のうち、事務・権限を移譲している（されている）	道府県 4、政令指定都市 3

無回答の政令指定都市 1 があるため、政令指定都市数 20 と一致しない。

移譲実施自治体の保安確保維持のための取組状況

- 移譲する際には会議、情報提供、共有等を図っている。
- 事務・権限を移譲した後も、両者で会議、密な連絡、情報共有等を行っている。

事務処理特例で移譲されている事務について

事業者の負担を指摘するコメント

（主な指摘事項）

- 権限移譲により新たに販売事業者及び保安機関の認定を取り直すなどの手続きと費用負担。
- 事業地域の縮小・拡大に伴う行政庁の変更届出など手続きの負担。
- 自治体の体制縮小や団体間での指導内容や見解のばらつき。

届出に関するコメント

- 設備工事届出対象建築物等について、県から通報される内容が限られているため、消防法において求められる必要な情報が十分に把握できず、市域の保安体制を一元的に管理できない。

事務処理特例で移譲されている事務について（つづき）

市町村の対応に関するコメント

（道府県 L P ガス協会）

- 市町村によって、指導内容や見解の一部にばらつきが生じており、事業者混乱、不公平が生じている。
- 対応の是正をお願いしても改善されず、現状のままとなっている。

（2）権限移譲に関すること

権限移譲に関するコメント

（道府県）

- 高圧ガス保安法と液石法については、同じ自治体で担うのが望ましい。
- 移譲によるデメリットもあるとの業者の意見も耳にする。業者の立場からの意見も聞くべき。

（政令指定都市）

- 予算措置や人員確保は、政令指定都市毎に状況が異なることから、慎重に進める必要がある。
- 支障事例などの状況は自治体毎に異なるため、双方が納得する形で移譲できる事務処理特例制度を活用することが最も望ましい。
- 法改正による全国一律の移譲ではなく、各都市の実情に応じて特例条例により対応するべき。
- 液石法の権限移譲にあたっては、コンビナート地域を含めた権限移譲を希望する。（なお高圧ガス保安法の大都市特例では、コンビナート地域が移譲対象から除外されている。）

（道府県 L P ガス協会）

- 保安の指導内容や事務処理の統一性の観点から都道府県が一元的に管轄することが望ましい。
- ある道府県では、全ての権限を移譲したことから、市町村に対する指導権限がないとすることで、年々指導内容などにばらつきが大きくなるとともに、事業者に対する指導の格差が大きくなるものと非常に危惧している。
- 液石法は消費者の安全確保や取扱の適正化等の消費者保護の面がある。行政の効率化のみで進めるべきではないと思われる。

権限移譲反対のコメント

（主な指摘事項）

- 支障事例など問題は自治体ごとに異なるため事務処理特例を活用が望ましい。
- 移譲による事業者のデメリットが生じることも想定される。

3. 今後の対応の方向性について

(1) 今後の対応の方向性

- 液石法の改正による権限移譲に係る政令指定都市からの回答は、「賛成」や「条件付きで賛成」とともに、「どちらともいえない」と「反対」が一定数あるなど、意見にばらつきが見られた。また、L P ガス団体からの意見は都道府県の一元的な対応を希望する意見、道府県は「賛成」とする回答が多かった。
- このように、各団体の意見がまとまっていないため、液石法の改正による全体の権限移譲は慎重に検討する必要があると考える。しかしながら、アンケート調査から支障事例が生じていることは確認できたことから、今後、どのような解決があるかについて、各団体や有識者からの意見を聞いた上で、法定移譲の可否を含めて必要な検討を進めたい。
- 具体的には、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会液化石油ガス小委員会（以下「液石小委員会」という。）において、今後の対応の方向性について検討を進める。

(2) 今後のスケジュール（予定）

- 2020年3月頃
液石小委員会において、今後の対応等について審議
- 2020年4月以降
今後の方向性にあわせ実態を更に調査、対策を検討
- 2020年度内
液石小委員会において、対応策の具体化